

佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月10日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第5号

佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部を改正する条例

佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例（昭和56年佐賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(設置) <p>第1条 特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号。以下「政令」という。）<u>第51条第1項第15号</u>に規定する交付金の交付の対象となる発電用施設の設置<u>の必要性</u>に関する知識の普及等に要する資金及び<u>同項第16号</u>に規定する交付金の交付の対象となる公用用施設の運営に要する資金を積み立てるため、佐賀県発電用施設周辺地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	(設置) <p>第1条 特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号。以下「政令」という。）<u>第51条第1項第8号</u>に規定する交付金の交付の対象となる発電用施設の設置<u>及び運転の円滑化に資する</u>知識の普及等に要する資金及び<u>同項第9号</u>に規定する交付金の交付の対象となる公用用施設の運営に要する資金を積み立てるため、佐賀県発電用施設周辺地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>
(処分) <p>第6条 基金は、政令<u>第51条第1項第15号</u>に規定する交付金の交付の対象となる発電用施設の設置<u>の必要性</u>に関する知識の普及等及び<u>同項第16号</u>に規定する交付金の交付の対象となる公用用施設の運営の財源に充てる場合に限り、処分することができる。</p>	(処分) <p>第6条 基金は、政令<u>第51条第1項第8号</u>に規定する交付金の交付の対象となる発電用施設の設置<u>及び運転の円滑化に資する</u>知識の普及等及び<u>同項第9号</u>に規定する交付金の交付の対象となる公用用施設の運営の財源に充てる場合に限り、処分することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。